

新 旧 対 照 表

測量業務共通仕様書

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和5年10月）	新・条文構成（令和6年10月）			
1	第1章 総則	第1章 総則			
2	第102条 用語の定義	第102条 用語の定義			
3	32.「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。	32.「書面」とは、発行年月日を記録し、 打合せ簿等の帳票をいい 、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。			○
4	第132条 個人情報の取扱い	第132条 個人情報の取扱い			
5	1. 基本的事項	1. 基本的事項			
6	受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号） 、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。			○